

食品安全委員会（第４７４回会合）議事概要

日 時：平成２５年５月２０日（月） １４：００～１５：３３

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか６名出席

傍聴者：報道２名、役所６名、一般８名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・ 添加物

イソプロパノール

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明。

添加物「イソプロパノール」については、提出された資料からは既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等 ２品目

①LEU-No. 3株を利用して生産されたL-ロイシン

（厚生労働省からの説明）

②除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ68416系統（食品）（飼料）

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議を行うこととなった。

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統」に関する 審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・微生物・ウイルス「食品中のリステリア・モノサイトゲネス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

微生物・ウイルス専門調査会におけるものと同じ審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・動物用医薬品「フルニキシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フルニキシンの一日摂取許容量を0.0098mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全関係情報（4月6日～5月1日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関（EFSA）及び欧州疾病予防管理センター（ECDC）が4月9日に公表した「2011年版人獣共通感染症、人獣共通感染病原体、集団食中毒の傾向及び原因に係る欧州連合（EU）総括報告書」及び世界保健機関（WHO）が5月10日に公表した「ヒトの鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染に係るリスク評価書」の概要を報告。